

議会議案第1号

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例の制定について

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例を下記のとおり制定する。

平成27年3月20日提出

飯田市議会議会運営委員会  
委員長 清水可晴

記

飯田市議会委員会条例の一部を改正する条例（案）

飯田市議会委員会条例（昭和44年飯田市条例第30号）の一部を次のように改正する。

第21条中「教育委員会の委員長」を「教育委員会の教育長」に、「法令又は条例」を「法律」に改める。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。  
（旧教育長が在職する場合の経過措置）
- 2 地方教育行政の組織及び運営に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第76号）附則第2条第1項の規定により教育長がなお従前の例により在職する場合においては、改正後の第21条の規定は適用せず、改正前の第21条の規定は、なおその効力を有する。